

関東学院大学図書館利用規程

(平成10年7月23日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学教職員（非常勤講師を含む。）
 - (2) 本学学生
 - (3) 学院教職員（非常勤講師を含む。）
 - (4) 本学及び学院の元教職員
 - (5) 本学卒業生及び関東学院女子短期大学卒業生
 - (6) その他、図書館長が許可した者
- 2 利用者には、貸出カードを交付する。ただし、本学学生については学生証を、本学専任教職員については身分証明書を貸出カードとする。
- 3 利用者は、図書館職員から請求があった場合、身分証明書又は貸出カードを提示しなければならない。
- 4 貸出カードを紛失したときは、直ちに図書館長に届け出るものとする。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

本館	月～金	午前8時50分～午後9時
	土	午前8時50分～午後7時
分館	別に定める。	
関内分室		

2 夏期休業期間、冬期休業期間その他図書館長が必要と認めた場合は、前項の時間を変更することがある。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、原則として次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日
- (2) 夏期及び冬期休業期間中の一定期間及び書架整理期間
- (3) その他、図書館長が必要と認めたとき

(資料の利用方法)

第5条 資料の利用方法は、館内閲覧および館外貸出とする。

- 2 開架資料は、指定の閲覧室で閲覧することができる。
- 3 閉架資料の閲覧は、一回につき一人5冊以内とし、所定の用紙に必要事項を記入の上、閲覧手続をとるものとする。
- 4 資料の館外貸出は、貸出カードを添えて、所定の手続をとるものとする。

(貸出冊数及び貸出期間)

第6条 資料の貸出冊数及び貸出期間は、別に定める。

(貸出制限資料)

第7条 次の資料は、原則として館外貸出を行わない。

- (1) 貴重図書
- (2) 参考図書
- (3) 逐次刊行物
- (4) 国立国会図書館等から借用した資料
- (5) その他、図書館長が指定した資料

(電磁的方法により提供される学術情報)

第8条 前条の規定にかかわらず、電磁的方法により提供される学術情報については、当該学術情報の出版社等の契約条件の範囲内で利用することができる。

(返却)

第9条 貸出資料は、所定の期日までに返却しなければならない。

- 2 貸出期間を経過しても資料を返却しない者には、返却の督促をする。
- 3 図書館の利用資格を失った者は、直ちに貸出中の資料を返却しなければならない。

4 貸出中の資料であっても、図書館長が返却を求めたときは、当該資料を直ちに返却しなければならない。

(利用制限)

第10条 貸出期間を経過しても資料を返却しない利用者には、貸出を制限する。

(資料の紛失等)

第11条 利用者が資料を紛失、毀損又は汚損したときは、直ちに図書館長に届け出なければならない。

2 前項により生じた損害については、当該利用者はその全部又は一部を弁償しなければならない。ただし、図書館長は、事情等を勘案し、弁償を免ずることがある。

3 図書館長は、当該利用者に対し、前項の規定による弁償のほか、図書館の利用を制限することがある。

(入庫閲覧)

第12条 閉架書庫に入り、資料を閲覧できる者は、本学の教職員（非常勤講師を含む。）及び学生並びに図書館長が許可した者とする。

(情報サービス)

第13条 利用者は、次の情報サービスを受けることができる。

(1) 利用案内

(2) 学習及び研究に関する情報の提供

(3) 他機関との相互協力による情報及び資料の入手及び提供（第2条第5号の利用者を除く。

ただし、別に定める場合はこの限りでない。）

(資料の複写)

第14条 利用者は、著作権法の範囲内で、資料の複写サービスを受けることができる。

2 複写サービス料金については、別に定める。

(閲覧上の注意)

第15条 利用者は、館内では静粛にし、他の利用者に迷惑をかけるような行為、喫煙、飲食等の行為をしてはならない。ただし、別に指定する場所における会話及び飲食は、この限りでない。

(利用の制限)

第16条 図書館長は、この規程に違反する者のほか、職員の指示に従わない者、その他図書館の秩序を乱したと認める利用者の利用を停止し、又は制限することができる。

(図書館施設の利用)

第17条 図書館施設の利用については、別に定める。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年12月20日に改正し、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月9日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月10日から改正施行する。

附 則

この規程は、2015年3月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年3月23日に改正し、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2021年7月7日から改正施行し、改正後の第3条第1項の規定は、2021年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2024年4月4日から改正施行する。